

2018年（平成30年）7月13日

学校法人神奈川歯科大学
理事長 鹿島 勇 様

適格消費者団体 消費者機構日本
特定非営利活動法人
代表理事 佐々木 幸孝

申 入 書

私ども消費者機構日本（以下「当機構」という）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費生活の専門家と法律の専門家並びに消費者団体などから構成されている特定非営利活動法人です。また、消費者契約法第13条に基づき、内閣総理大臣から適格消費者団体の認定を受けた団体です。詳しくは同封のパンフレット等をご覧ください。

当機構に対して、貴大学の医療施設である神奈川歯科大学附属病院（以下、附属病院）の矯正歯科治療料金規程に明記された治療費の不返還について情報提供がありました。このため当機構で、矯正歯科治療料金規程及び附属病院に対する苦情等を検討した結果、治療費の不返還に関する規定は、消費者契約法上問題があるとの結論に達しました。

そこで当機構は貴大学に対し、適格消費団体として消費者契約法第12条に基づき、下記のとおり是正申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴大学の文書による回答を2018年8月12日（日）までに当機構へお送りください。

なお、本件につきましては、一定の結論が出た段階で申入れの内容、貴大学の回答の有無・内容等を当機構のホームページ等に公表します。また、当機構は消費者契約法第23条4項に基づき、申入れの内容と結果を消費者庁に報告いたします。消費者庁は、消費者契約法第39条に則り公表を行う場合があります。

<本件に関する問合せ>

消費者機構日本 専務理事 磯 辺 浩 一
事務局 石 塚 英 司
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ6階
TEL 03-5212-3066 FAX 03-5216-6077

申入れ事項

第1 矯正歯科治療料金規程の治療費不返還に関する文言の削除

1 申入れの趣旨

今後、消費者との間で、矯正診療に関する契約の締結の際は、附属病院と消費者との間で使用している「矯正歯科治療料金規程」に記載の下記下線部分を内容とする意思表示を行わず、また、これを削除することを求めます。

<p><u>いったん納入された料金は理由の如何を問わずお返しできません</u>ので転勤など居住地の変更が考えられる場合にはあらかじめご相談ください。</p>
--

2 申入れの理由

- (1) 患者は消費者であることから、附属病院と患者との矯正歯科治療契約については消費者契約法が適用になります。
- (2) 消費者契約法においては、消費者契約を解除した場合に当該消費者契約の解除に伴う損害賠償予定額又は違約金の定めは、それらの合算額について「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」部分は無効と定められております（消費者契約法第9条1号）。ところが、附属病院の矯正歯科治療料金規程には「いったん納入された料金は理由の如何を問わずお返しできません」との記載があり、矯正治療に関する契約において、未実施の治療費用を不返還とする内容になっているため、これは平均的損害額を超える損害賠償の予定または違約金の定めとなります。
- (3) よって、矯正歯科治療を中途解約した場合に、治療費用の返金が一切ないとする趣旨の規定は、消費者契約法第9条1号に該当する不当条項と考えられ、削除を求めます。

以上